伊勢崎市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）附則第７条及び地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条並びに伊勢崎市財務規則（平成１７年伊勢崎市規則第４３号）第９６条第２項の規定に基づき、伊勢崎市発注工事に係る中間前金払制度に関し、次のとおり取り扱うものとする。

１　趣旨

伊勢崎市が発注する土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）であって、次に掲げる要件に該当し、この取扱で定めるものについて、当該建設工事の材料等に相当する額として必要な経費の４割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の２割を超えない範囲で前金払（以下「中間前金払」という。）を行うことができるものとする。

⑴　工期の２分の１を経過していること

⑵　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

⑶　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

⑷　部分払又は部分引渡しに伴う支払が行われていないこと。

２　対象とする工事

公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る建設工事（建設工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、原則として、年度内完成工事とし、当該建設工事の請負代金額が３００万円以上かつ予定工期が９０日以上のものとする。ただし、債務負担行為に係る契約については、当該年度の支払限度額の範囲内で支出できる見込みのものについて、その年度の出来高予定額を対象として中間前金払をすることができる。

3　中間前金払の対象となる経費の範囲

当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4　中間前金払の割合

請負代金額の１０分の２以内の額とする。ただし、中間前金払を行った際の前金払と中間前金払との合計額が請負代金額の１０分の６を超えてはならないものとする。

5　部分払の制限

伊勢崎市契約規則（令和５年伊勢崎市規則第６２号）第４４条第２項の規定により、中間前金払請求後の部分払を請求できる回数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

契約金額	部分払の回数
３００万円以上５，０００万円未満	なし
５，０００万円以上１億円未満	１回
１億円以上	２回以内

6　認定の方法

⑴　予算執行者は、受注者から中間前金払に係る認定請求書（様式第１号）が提出されたときは、当該契約に係る工期（債務負担行為にかかる契約では、当該年度工事実施期間）の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費が請負代金額（債務負担行為にかかる契約では、当該年度の出来高予定額）の２分の１以上の額に相当するものであるかどうかを調査するものとする。

⑵　予算執行者は、当該認定請求に係る調査について、別途確認済みの工事工程報告書を基に、受注者から建設工事請負契約約款第１１条に基づく

工事履行報告書（様式第２号）を提出させこれを確認するものとする。なお、この場合、工事工程報告書等が提出されていないものについては、併せて提出させることにより、適時履行状況の確認を行うものとする。

⑶　予算執行者は、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を履行報告の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

⑷　予算執行者は、その調査結果が適当と認められるときは、当該請求認定を受けた日から原則として７日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）以内に認定調書（様式第３号）を２部作成し１部を受注者へ交付し、１部を受注者が提出する請求書に添えて処理するものとする。ただし、当該認定に当たり受注者からの提出資料に不備又は遅滞があったときその他特別な事情があるときの認定期間については、この限りでない。

附　則

この取扱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この取扱は、決裁の日（平成２４年５月１５日決裁）から施行する。

附　則

この取扱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号

中間前金払認定請求書

年　月　日

（宛先）伊勢崎市長

住所
受注者
氏名

次の工事について、中間前払金の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

工　事　名		
工事場所		
工　　期	着　工	年　　月　　日
	完　成	年　　月　　日
請負代金額	円	
摘　　要	工期の２分の１を経過した日　　年　　月　　日 添付書類　・工事履行報告書（中間前金払用） ・工事工程報告書	

注１　工期の２分の１を経過した日については、債務負担行為にかかる契約では、当該年度の工事実施期間の２分の１を経過した日を記入する。

２　工事工程報告書について、別途提出している場合は添付不要とする。

様式第２号

工事履行報告書（中間前金払用）

年　月　日

（宛先）伊勢崎市長

住所

受注者

氏名　　㊞

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工　事　名						
工事場所						
工　　期	着　工	年　　月　　日				
	完　成	年　　月　　日				
請負代金額	円					
工　　種	構成比（％）	予定工程（％）	実施工程（％）	出来高金額（円）	備　考	
小　計	１００．０％					
消費税及び地方消費税						
合　計　金　額						

注１　構成比は直接工事費に占める工種ごとの構成割合を、予定工程及び実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。なお、記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。

２　実施工程計は５０％以上、出来高金額計は請負代金額の２分の１以上であること。

様式第３号

中 間 前 金 払 認 定 調 書

年　月　日

（受注者）

様

伊勢崎市長　　印

次の工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。

工　事　名		
工 事 場 所		
工　　期	着工	年　　月　　日
	完成	年　　月　　日
請負代金額	円	
摘　　要		